

平成 30 年 11 月 22 日

関係者各位

再生債務者 株式会社MTGOX
再生管財人 弁護士 小林 信 明

債権届出期間経過後になされた再生債権の届出の取扱いについて

株式会社 MTGOX（以下「MTGOX」といいます。）の民事再生手続（以下「本民事再生手続」といいます。）における再生債権の届出期間は、平成 30 年 10 月 22 日（日本時間）で終了しました。

ただし、債権者の責めに帰することのできない事由によって債権届出期間内に再生債権の届出ができなかった場合には、債権届出期間経過後であっても再生債権の届出が認められる可能性があります。

債権届出期間経過後になされた再生債権の届出が有効なものとして認められるかどうかは、裁判所によって判断されます。再生管財人は、本民事再生手続における債権者が世界各国に所在し、債権届出書の郵送に一定の期間を要する等の事情に鑑みれば、平成 30 年 12 月 26 日（日本時間）までになされた再生債権の届出については、有効な届出として認められるよう裁判所に働きかける所存です。

つきましては、MTGOX のビットコイン取引所のユーザーその他の MTGOX の債権者で、未だ再生債権の届出を行っていない方は、必ず平成 30 年 12 月 26 日（日本時間）までに再生債権の届出を行っていただくようお願い申し上げます。

MTGOX 再生債権届出システムを使った再生債権の届出方法は、現在でも利用可能です (<https://claims.mtgox.com/assets/index.html#/>)。同システムから再生債権の届出を行う方法については、以下の記載要領をご参照ください。

https://www.mtgox.com/img/pdf/201808_online_how_to_ja.pdf

同システムを利用することができない債権者は、以下のリンクから再生債権届出書の書式をダウンロードし、コンピュータ上で必要事項を入力し、印刷して署名又は記名押印したものを 平成 30 年 12 月 26 日（日本時間）必着で、以下の再生管財人室宛てに郵送してください（以下「オフライン方法」といいます。）。

- 再生債権届出書の郵送先
株式会社 MTGOX 再生管財人室

〒102-0083 東京都千代田区麹町三丁目 4 番地 1 麹町 3 丁目ビル 202 号室

- 再生債権届出書の書式は以下のリンクからダウンロードしてください。<https://claims.mtgox.com/assets/mtgox-offline-claim.pdf>
- オフライン方法で再生債権の届出を行う方法は、以下の記載要領をご参照ください。
https://www.mtgox.com/img/pdf/201810_offline_how_to_ja.pdf

また、再生管財人は、以下のとおり、再生債権の届出に関する Q&A 及び FAQ を掲載しておりますので、併せてご参照ください。

- 再生債権の届け出に関する Q&A :
https://www.mtgox.com/img/pdf/20180823_ga_ja.pdf
- 再生債権届出についてよくあるご質問 :
https://www.mtgox.com/img/pdf/20180921_faq_ja.pdf

再生債権の届出に関する不明点の問合せの窓口は以下のとおりです。

- コールセンター
電話番号 03-4588-3921
受付時間 月曜日～金曜日（日本の祝日を除く）
午前 10 時～午後 5 時（日本時間）
- メールサポート
support@mtgox.com
なお、メールサポートでは多数の問合せを受領しているため、返信がタイムリーになされない可能性があることにつき、予めご了承ください。

再生管財人の事務所への直接のお問い合わせ、E メールによるお問い合わせ等是对応ができませんので、おやめくださいますようお願いいたします。

以上